

書面の電子交付等に関する承諾書

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

電子交付とは、金融商品取引業者からお客様へ交付が義務付けられている各種書面を、紙媒体に代えてウェブサイトなどの電子的な方法により交付することです。各種報告書、各契約締結前交付書面等が過去の書面も含めて、常時当社のウェブサイト上で閲覧できます。またそれらの書類はPDFファイルで提供され、改ざんができないように保護されています。

なお、「契約締結前交付書面」等は、お取引いただく商品ごとに交付されます。各商品で「契約締結前交付書面」等に重要事項の変更があった場合、または、前回の交付から1年を経過した場合に、書面の内容をご理解いただくため、ログイン時に「契約締結前交付書面」等の確認画面を設け、お客様にご理解、ご確認いただくものとしています。

私は、以下の内容を確認した上で書面の交付、同意の記録が電磁的方法でなされること（以下「電子交付等」といいます。）を承諾します。

1. 対象書面

電子交付等の対象となる書面は、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社（以下「当社」といいます。）が所定の方法で通知する下記の書面となります。

- ◆ カスタマーアグリーメント
- ◆ 各契約締結前交付書面
- ◆ 手数料ガイドライン
- ◆ 各約款
- ◆ 各約諾書
- ◆ 各契約締結時交付書面（取引報告書、取引残高報告書、等）
- ◆ 保証金の受領書
- ◆ 各確認書
- ◆ 金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明
- ◆ 上場有価証券等書面（最良執行方針等を含む）
- ◆ 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

電子交付等の種類

当社が行う書面の電子交付等は、当社の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法(金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号八)、及び当社のウェブサイト上において、閲覧ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいいます。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法(金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号二)、及び当社顧客ページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、同意に関する事項を記録する方法(金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3第1項1号ロ)により行われます。

2. 電子交付等の方式

電子交付等を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上のAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト、及び推奨するバージョン以上のウェブブラウザとOSを必要とします。

4. 免責

法令の変更、監督官庁の指示、若しくはその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電子交付等に代えて、すでに電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けることを承諾します。また、当社は、次の各号に掲げる事項により生じるお客様の損害については、一切の責を負わないものとします。

- ① 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害・瑕疵ならびにこれらに関連した情報システム等の障害・瑕疵等により電子交付等が利用できないことにより生じた損害
- ② 天変地異、政変等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由対象により電子交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害